

上尾市告示第 1 7 2 号

住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により下記の者の住民票を職権により消除したが、当該消除した旨の通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないので、同条第 4 項後段の規定に基づき、当該通知に代えて、その旨を公示する。

令和 8 年 5 月 8 日

上尾市長 畠 山 稔

記

職権により消除した者の氏名	住民基本台帳に記録されていた住所	職権により消除した年月日
神谷 昇	上尾市愛宕三丁目 2 6 番 7 - 6 号	令和 8 年 4 月 2 4 日
ロドリゲス ロ ドリゲス ホセ ビクトル	上尾市愛宕二丁目 2 1 番 3 号 第 2 アゼリアハイツ 4 0 8	令和 8 年 4 月 2 4 日
下り藤 正和	上尾市今泉一丁目 4 番地 7 コスモハイツ博 2 0 1	令和 8 年 4 月 2 4 日
眞中 清	埼玉県上尾市春日一丁目 1 番 1 5 号 さくら 2 0 2	令和 8 年 4 月 2 4 日
伊東 元杜	上尾市小泉八丁目 1 4 番地 3 ラ・ルクシュール II 2 0 1	令和 8 年 4 月 2 4 日
小澤 輝雄	上尾市中妻一丁目 5 番地 1 2	令和 8 年 4 月 2 4 日
中村 鉄也	上尾市中妻四丁目 1 3 番地 1 根本工業	令和 8 年 4 月 2 4 日